

社会福祉法人らっく

平成 26 年度 事業計画

I はじめに

理事長 鈴木純恵

今年 1 月、障害者権利条約が批准されました。日本は 141 番目です。この条約の要は、「障壁は障害にあるのではなく、社会の仕組みにある。」としているところです。このことは社会で当たり前生きていきたいと願う障がい者に福音と言えるべきものです。この条約が活かされるよう職員共々、どのような仕組みをつくれれば障壁をなくしていけるのかを日々考え、障壁や差別のない社会を目指して真剣に取り組んでいきます。

そして、4 月からの消費税の値上りは、物価の上昇・公共料金の値上がり・利用者の工賃に影響を及ぼします。日本経済の閉塞感は強まるばかりです。福祉事業の経営についても自助努力で活路を見出して行かなければなりません。安定経営を目指すとともに、創意工夫して夢や希望が持てるような事業展開をしていきたいと考えています。

今年度、総合支援法に関わるどころの大きな改正はありませんでしたが、今年 4 月からグループホーム・ケアホームは一元化されグループホームのみとなります。また施設基準が厳しくなり、スプリンクラーの設置が義務付けられたので小規模の施設の経営は益々困難となります。そのなかで設置数の制限はありますが、サテライト形のグループホームが認められました。住む場所が不足していますので、当法人もサテライト形のグループホームの設置を検討します。

また、来年 4 月までに、福祉サービス利用者全てに計画相談が必要になります。障がい者が安心して地域で暮らしていくために、必要に応じて適切な福祉サービスに結び付けていく特定計画相談事業の役割は重要です。現在相模原市内では約 4,200 人の障がい者に計画相談が必要ですが、今のところ 1 割程度です。特に精神障がい者の特定計画相談事業所は少ないのでらっく相談事業所への期待は大きいと思います。

さて、らっくが開所してから 5 年経ちました。微力ながら地域の精神障がい者の生活の質の向上、心の拠り所としてしっかり根を張り幹を伸ばしてまいりました。これからも枝葉を広げ、誰もが寄り掛かれる大木となれるよう今後も努力してまいります。ひと区切りとして、五周年の式典を開きお祝いをしたいと思えます。

今年度の重点計画として

- 1 障害をもっていても、希望すれば誰もが働けるように就労を支援する。
- 2 計画相談事業を軌道に乗せ、利用者が適切に福祉サービスを受けられるよう支援する。
- 3 住む場所の確保のため、サテライト形式のグループホームを2戸と短期入所1戸を設置する。
- 4 組織体制を見直し、やりがいのある効率的な組織を作る。
- 5 五周年記念運営委員会を設置し記念式典を行う。

Ⅱ 法人運営

1 基本理念

障がいを持っていても、「楽しく」「こころ豊かに」生きる事、「人それぞれに」認め合い、お互いを尊重して共に働き、生活することを目指し、精神障がいに特化した、質の良い福祉サービスを提供します。

2 基本方針

- ・ (利用者の尊重)

利用者の意思や人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスを提供します。

- ・ (自立支援)

利用者の持つ能力に応じて自立した日常生活を営むことができるような支援をします。

- ・ (安心した生活)

利用者や家族が安心して生活できるよう支援します。

- ・ (地域との連携)

地域資源の活用や地域住民等と連携した、質の良い福祉サービスを提供します。

3 法人組織及び予定

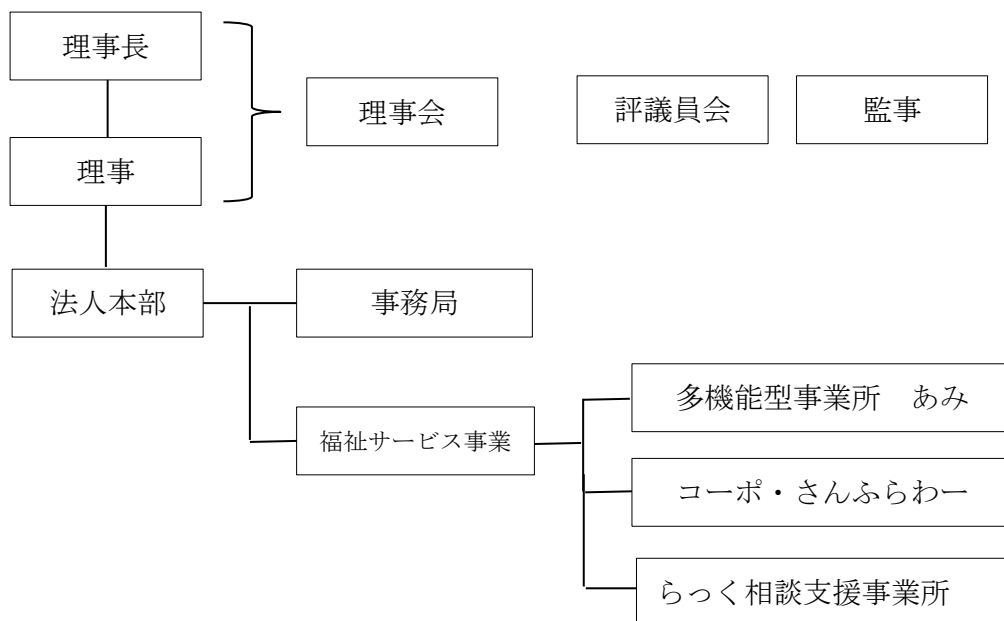
- 1) 平成26年度理事会・評議員会開催予定

平成26年 5月24日(土)

平成26年 10月4日(土)

平成27年 3月28日(土)

2) 法人組織図



4 多機能型事業施設あみ 組織図

組織力強化・組織基盤強化のため、組織体制を見直す。

- 1) 多機能型事業部課長とらっく相談事業部課長職を設ける。
- 2) 事業部統括主任を設ける。
- 3) 別表のと通りの者を職に就ける。

別表 1

Ⅲ 各事業計画

1 就労移行支援（定員 20 名）

重点計画

- ①障害特性を把握し積極的に就労支援を行います。
- ②前年度の就労者が多数となったので交流会の充実など、就労後の支援体制を強化します。

2年間の期限内で、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

他機関の協力を得て、職場開拓や定着支援を行っていきます。

2 就労継続B（定員 30名）

重点計画：障害特性に合ったきめ細かな支援を行います。

生産活動、その他の活動の機会の提供や就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。また、生産活動をとおして生きがいを持てるように支援します。

3 生活介護（定員 10名）

重点計画：身体の障害を合わせ持っている利用者がいるので事故がないように安全に注意して
サービスを提供します。

基礎体力が付き、規則的な生活が送れるよう支援します。生産活動や創造的活動の機会の提供を行い、生活能力向上のための支援を行います。

重度の精神障害や他の障害を併せ持った方、また難病の方が利用しており、特に安全面に配慮して支援します。

4 共同生活援助(定員 10名)

重点計画：余暇活動を行い、楽しく生活できるように工夫します。

住み慣れた地域で、安全で安心な住環境を提供し、主に夜間に必要な生活上の介護や相談支援を行います。

IV 職員研修計画

重点計画

- ①就労支援の成果をまとめて分析し、より効果的な支援ができるようにします。
- ②支援計画を遂行するために、相談・コーチングの技術を身につけます。

1 体系の基本的な考え方

らっくは精神障がい者の自立を総合的に支援する福祉法人として、「選ばれるサービス提供者」として求められるために、質の良い福祉サービスを提供します。その核となる人材育成をめざす教育研修体系を整備し、地域の信頼を獲得し、福祉社会の充実・発展に貢献

できるよう、職員の専門性の向上に力点をおき、同時に障がい者が、働きがいや生きがいを持てるよう職場環境を整えるなど業務の必要に対応した研修体系を構築することとします。

2 研修の3本柱

社会福祉法人の職員としてプライドを持って働く事ができるよう「法人職員としての心構え、利用者の接遇等」の教育を共通土台とします。その上に「相談支援・コーチング・介護・援助の専門知識」の力を伸ばす教育を行います。また障がい者の社会参加の訓練の場として、働きやすい工夫をおこない、働く力を伸ばす環境を作ります。その結果が工賃に繋がるようにします。

就労支援施設の中で重要な役割を担う、職業指導員や、生活支援員、就労移行支援員は、まだ役割や身分が不確定です。専門職として何が必要か根拠を明確にし、実践しながら学び合い模索し模擬的な社会である「訓練環境」を整えます。

3 研修体系図

別表2

4 研修体系

1) 内部研修

①共通項目

社会福祉法人らっくの組織の一員として身につけて置くべき知識と技術を習得することを目的とする。

- ・基本理念・方針の理解
- ・利用者の接遇
- ・個人情報の管理
- ・人権擁護について
- ・病気（障がい）について
- ・職場マナー
- ・総合支援法の給付及び法人会計の流れ

②利用者の個別支援の実施

個別支援計画に基いて必要な支援を行えるよう、必要な評価を行う等の知識と技術を習得することを目的とする。

- ・利用者との契約ができる
- ・各部門での計画に則った支援が出来る
- ・各部門での計画策定の為の評価ができる
- ・他機関との連携がとれる
- ・就労実習支援が出来る

- ・ ケースのスーパービジョン

③ 訓練環境

- ・ 利用者の力が発揮できる為の手順書の作成
- ・ 工程の見直し等、らっく内の職場の環境調整を行う
- ・ 工賃アップを図る
- ・ ビジネスマナーのモデルとしての役割

2) 外部研修

① 法人として必要な知識、スキルの習得を目的とし、職種・資格別に必要に応じて施設長が派遣する。

相談支援従事者初任者研修、サービス管理責任者研修など。

② 自己啓発

職員が自らの時間を使い、自主的に取り組む職務遂行能力向上に向けての努力（資格取得・通信教育受講・外部セミナー参加・学会発表等）について、これを奨励するとともに業務に支障のない範囲で勤務調整等の支援を行う。

V 利用者支援

1 支援方針

「作業は利用者中心」「仕事ができないのは支援者の問題」「運営にも主体的に関わっていただく」この基本方針で利用者を支援し、利用者も職員も共に成長していくための具体的な方略をより良く整えていきます。

2 支援組織図

重点計画：安全な作業スペース確保と責任体制を人員配置図を元に整えます。

1) 就労支援組織

別表 1

VI 各部門の計画

重点計画

- ①各部門で支援の基準としての手順書・工程表が不統一で指示が不明確になっている。
手順書・工程表を統一して支援を見直す。
- ②職員の基本的な姿勢を提示した上で職員の個性を加え、より良い支援が行えるようにする。

1 キッチン部門

1) 利用者支援

就労移行支援事業の利用者が多い。利用者の卒業後等、人員不足になってしまった時に、フォローする職員のローテーション体制をつくる。

2) 工賃アップ

① 現状

- ・店頭販売に限界がある
- ・適正原価について、不明瞭な形で値段や商品を決めている
- ・品質の安定性に不安がある

② 目標

- ・近隣の学校等の施設に弁当の営業を行う
- ・適正原価の範囲の目安をつくる
- ・新メニュー開発時の品質安定化の方法の開発、現行のメニューの工程の見直しを行う

2 フロアー部門

1) 利用者支援

フロアー部門の特性から、手順書ではなく独自の判断が必要な事も多く、その人の感覚で作業をしている。より使いやすく、確認しやすい工程表～手順書・資料を作成する。また手順書等でレストラン AMI としてのフロアー接客の指針を明示したうえで、そこから外れない形で個人の感覚を加味していくという体制をつくる。

2) 工賃アップ

- ①お持ち帰り商品の売上UP、販売促進活動の標準化。
- ②接客等で、改善が必要なものについて検討し、お客様からのイメージの向上に務める。
- ③他部門やチラシ班と連携し、試食やイベント内容の提案等、積極的に売上に繋がる事を実行していく。
- ④定期的にお客様のニーズの把握をするアンケートなどを行う。

3 デザート部門

1) 利用者支援

- ①主に就労継続B事業に利用者が多いが、高いスキルが必要な工程もあり、特定の利用者の方に作業が偏ってしまっている。失敗を恐れずに、安心感を持って、新しい作業や難しい作業にトライできる仕組みをつくる。
- ②動線を考慮し、安全かつ効率の良い、レイアウト変更を行う。

2) 工賃アップ

- ①製品としての品質管理の方法を確立する事を目指す。
- ②お持ち帰りメニューを再検討し、デザート部門の製品の販売を促進する。

4 PC 事務作業部門

1) 利用者支援

部門として業務を遂行する事の難易度が極端に高く、全てを把握しきれず適切な支援ができていない面がある。作業を適切に把握し、根拠を持って作業指示ができる状況をつくる。

2) 工賃アップ

- ①直接工賃には繋がらないが、あみの中核的な役割もある。
- ②オークション作業のできる利用者が安定していない。

5 洗濯 PC 部門

1) 利用者支援

- ①洗濯班に PC 部門を追加しておこない、作業の構造化等の配慮がより必要な利用者の支援を行う。
- ②利用者の増減があっても、先の見通しの必要な場合には見通しをもって作業ができるシフトの管理方法を確立する。

6 サポート部門

1) 利用者支援

- ①生活
 - ・常に安全面に留意し、事故防止に努めます
 - ・利用者に同じサービスが提供できるように個別マニュアル（服薬等）を作成し、情報を共有します
- ②作業
 - ・利用者それぞれに合わせた作業を考え、苦手なことではなく出来る作業を提案します
 - ・ステップアップが可能な利用者には、その日の表情等を観察・検討しながら、無理なく出来る作業を一つでも増やせるよう支援します
 - ・利用者が多い日でも作業が不足しないよう他部門に作業提供を求めます
- ③余暇

- ・一人一人の利用者とのコミュニケーションを大切にし、興味あるものを引き出したり、本人が楽しめる時間を過ごせるよう支援します
- ・外出が難しい利用者には、散歩や（近くのコンビニに）買物等へ行く等の「楽しい活動」を行います
- ・気軽に音楽を楽しんだり、簡単な運動を取り入れ、心身リフレッシュ出来る活動を提案します

Ⅶ コーポ さんふらわー

重点計画

- ①生活の拠点としての安全性に配慮し、快適な個人個人の住環境を提供する。
- ②余暇活動を充実させ、趣味や楽しみの時間を持つ。
- ③サテライト型の住居のあり方を利用者と一緒に考え、より自立した生活ができるよう支援する。

年間行事

	行事名	備考
4月	お花見（食事会）	予算 5,000円
5月	五月祭	
6月	蛍見学会	
7月	七夕祭	
8月	納涼祭（食事会）	
9月	お月見（食事会）	
10・11月	日帰り旅行	予算 15,000円
12月	クリスマス会	予算 20,000円
1月	新年会	
2月	節分（食事会）	
3月	ひな祭り（食事会）	

Ⅷ らっく相談支援事業所 事業計画

1 計画相談の現状

平成 26 年 3 月末現在で、相模原市内の計画相談事業所数は 29 ヲ所、うち南区に事業所在地をおく事業所数が 8 ヲ所である。さらに、8 事業所のうち精神障がい者を対象とする事業所が、当事業所を含めて 3 ヲ所となっている。

また、平成 25 年 12 月末現在で障害福祉サービスを利用している受給者数 4,269 人に対し、サービス等利用計画の作成をしている人数が 431 人で達成率は 10.1%である。しかし、そのうちセルフプラン数が 109 人分あることから、事業所作成分は 322 人分となる。

相模原市の方針としては「平成 26 年度末までに全受給者について作成をする」「セルフプランは極力避ける」としており、そのために本人同意のもとで各区が保管している勘案事項整理票の閲覧などの配慮を検討している。また国も同様に、モニタリングを電話等で済ませることを容認するなどして作成促進対策を講じている。

2 平成 26 年度事業方針と目標

計画作成の猶予期間が残り 1 年となり、相模原市の受給者は原則として新規利用と受給者証更新の方には計画作成が求められる。そのため、当年度中にらっくの利用者すべてに利用計画書の作成ができるよう、以下のような優先順位を設け、作成件数が集中しないように計画的な作成を進めていく。

- ① 新規の「あみ」「コーポさんふらわー」利用者
- ② 現在の「あみ」「コーポさんふらわー」利用者

別途、地域生活の継続において緊急性の高い方に対してはこの順位の限りではなく、必要に応じて作成していくこととする。

<平成 26 年度目標>

新規作成件数	120 件	現在の残り作成数約 90 名+毎月 3 名新規
モニタリング件数	240 件	

3 課題

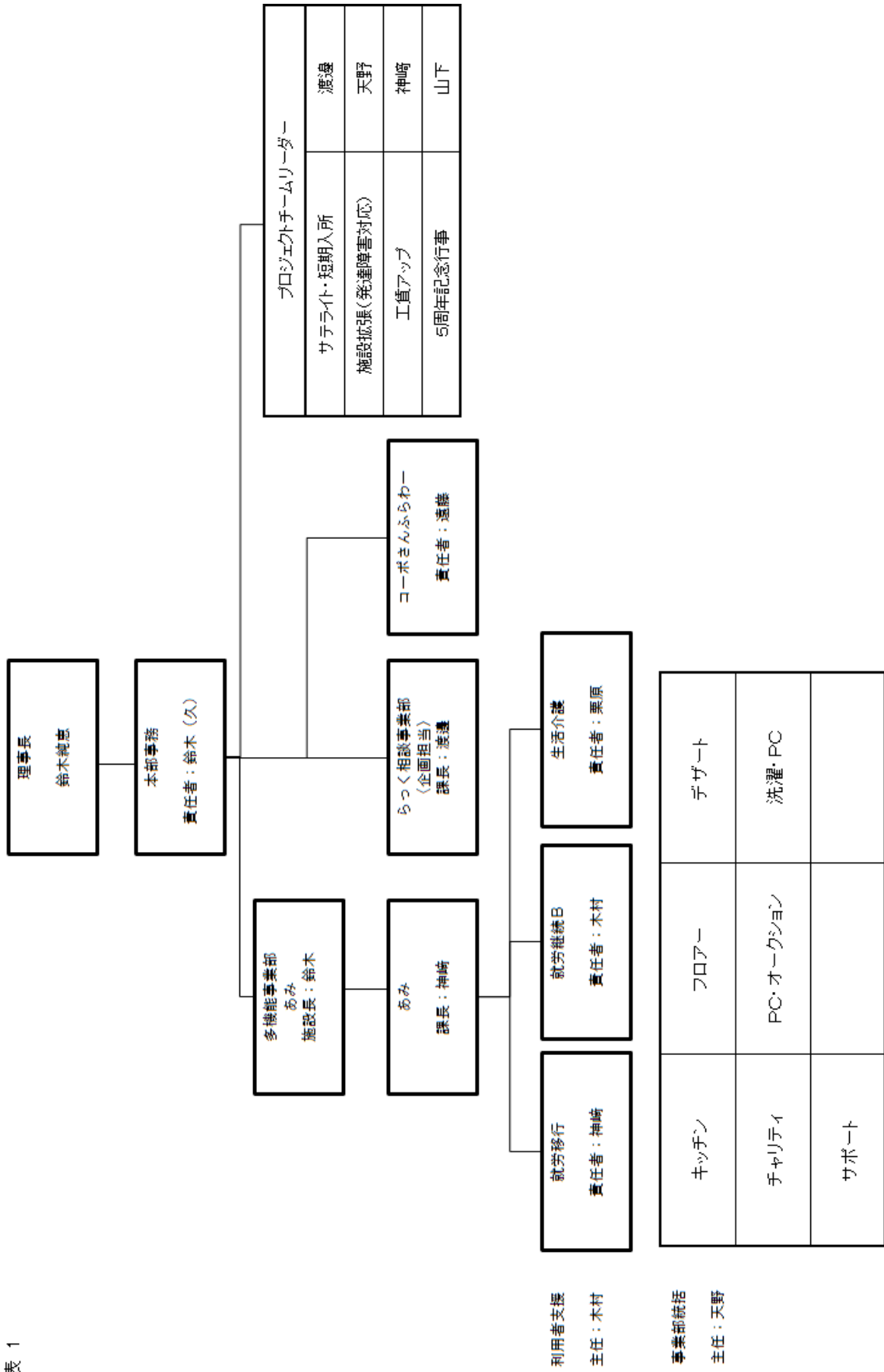
新規作成にはだいぶ慣れてきたため、目標数を作成することは可能な見通しだが、これからモニタリング件数が増えていくときに、同時にこなしていけるかが課題となる。

「あみ」「コーポさんふらわー」の単独利用の対象者については、当該所属職員に作成補助を依頼して、同法人内での作成メリットを生かして平成 26 年度中の全利用者の利用計画書作成の達成を目指す。

IX 福祉サービスの充実・拡充のために 中長期計画進捗についての報告

- 1 就労継続 A 事業について、設立趣旨を相模原市に提出し、利用者に最低賃金を支払うための試算を行い、家賃等の助成がなければ開設は難しい旨お伝えしたが、助成することは難しいとの回答だった。
- 2 グループホーム増設については、施設の増設と併せて検討していく。
- 3 施設建築のための助成金は難しいので、先ず調整区域での用地を探す。

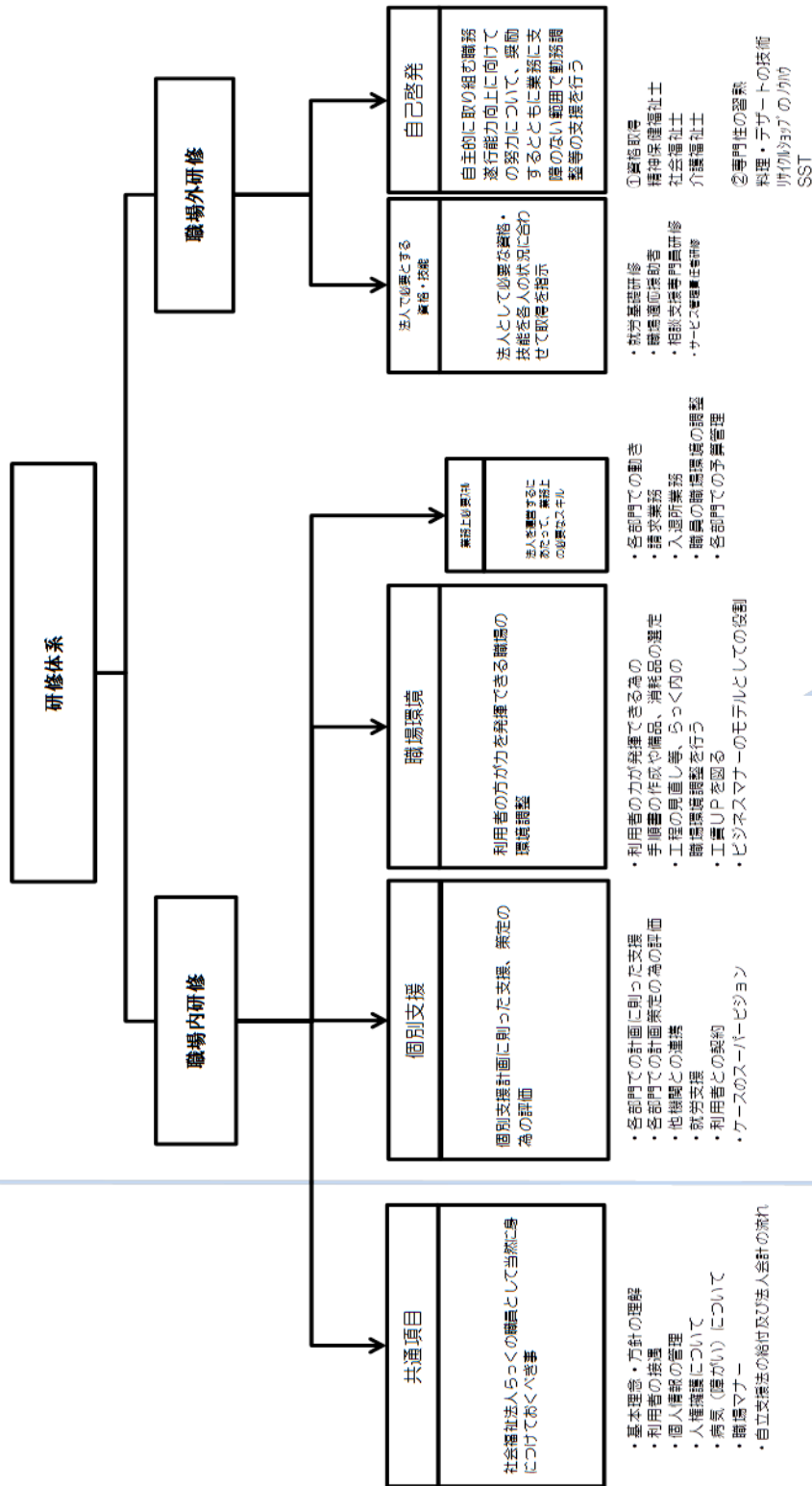
別表 1



利用者支援
主任：木村

專業部統括
主任：天野

社会福祉法人らっく 研修体系図



職員を目指しているものや適性を考慮して、相談しながらスキルUPを目指す項目

らっくの職員として勤務1～3年には身に着けるべき項目